

冷却塔から発生した水を散水に使用した場合に係る汚水排出量に関する認定基準

(目的)

第1条 この基準は、冷却塔から発生した水を使用する散水「以下、「使用散水」という。」について、使用料の算定について定めた川西市下水道条例（昭和49年条例第27号）第14条第2項第2号及び汚水排出量の認定について定めた同条第3項第4号並びに川西市下水道条例施行規程第14条第3号に基づき、使用散水の水量を除いた使用料を算出するため、使用散水にかかる適切な認定方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における冷却塔とは、水の蒸発を利用して水を冷却する装置をいう。

(対象施設)

第3条 対象施設となる要件は次のとおりとする。

- (1) 冷却塔を設置しており、かつ、年間の水道水の使用水量が月平均500m³以上見込まれる事業所。
- (2) 使用散水の水量が計量できる計量法特定計量器検定検査規則に基づく検定を受けた私設メーターを設置している施設。

(私設メーターの条件)

第4条 私設メーターの管理は使用者が行うものとし、検定期間満了前にはメーターを交換しなければならない。また、私設メーターを交換したときには検定期間が分かる写真を添付して川西市上下水道局に報告しなければならない。

(使用散水の水量の算出方法)

第5条 使用散水の水量は、対象となる使用散水の散水栓の直前に、本基準第3条第2号に規定されている私設メーターを設置し、その指示数から算出する。

(使用散水の水量の認定方法)

第6条 公共下水道に排除した汚水の量及びその算出根拠の申告について定めた川西市下水道条例第14条第2項第3号の規定に基づき、私設メーター指示数を川西市上下水道局の指定する日に任意の様式で申告し、その水量により川西市上下水道局が認定する。

(認定の遡及)

第7条 この基準により認定される使用散水の水量は申請日より5年間遡及することがで

きる。ただし、使用散水が本基準に基づき算出できる状況となっているものとする。

(実施の細目)

第8条 この基準に定めのない事項は、その都度管理者が定める。

附則

この基準は令和4年12月1日から施行する。